川越市あき地の環境保全に関する条例（全部改正）（案）の概要について

【改正の趣旨】

昭和４４年に施行された「川越市あき地の環境保全に関する条例」（以下、「条例」という。）の現状と課題について検討を重ねた結果、条例の全部改正をしようとするものです。

【改正の理由】

近年、土地の利用・管理の担い手の減少等に伴い、適正な管理がなされず、地域の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれのある管理不全の空き地が増加しており、今後もそのような空き地が増加していくことが予想されます。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように空き地を適正に管理することは、所有者の責任であるものの、地域住民の生命・身体・財産に深刻な影響を及ぼすおそれのある管理不全の空き地に対しては、一定の措置を講ずる必要があります。

そのため、管理不全の空き地について、所有者等の責任で解決することを原則としつつ、市民等が協力して解決に努めるとともに、命令及び公表についての規定を創設し、所有者等に対する規制権限を強化するため、条例を全部改正しようとするものです。

【改正の内容】

⑴　**市民等の協力**

市民等は、適正な管理がされていない空き地があると認めるときは、協力してその解決に取り組むよう努めることとします。

⑵　**所有者等に対する規制権限の強化**

適正な管理がされていない空き地の所有者等に必要な措置を講ずるよう命ずることができるものとします。

さらにその命令に正当な理由なく従わない場合に、命令に違反した者の氏名等を公表することができるものとします。

⑶　**所有者等を把握するための調査**

この条例の目的を達成するために、必要な限度において、当該空き地の所有者等を把握するための調査及び立入調査を行うことができるものとします。

【施行予定日】

令和９年７月１日

【問い合わせ先】

環境部　環境対策課　管理・浄化槽担当　電話 049-224-5894（直通）